

## 船舶事故調査報告書

平成23年4月14日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 山本 哲 也  
 委員 石川 敏 行

事故種類	衝突
発生日時	平成22年8月22日（日） 17時15分ごろ
発生場所	熊本県天草市御所浦島北方沖 <small>ごしょうら</small> <small>あらぐち</small> 御所浦港嵐口4号防波堤灯台から真方位343° 1,250m付近 （概位 北緯32° 21.6′ 東経130° 21.4′）
事故調査の経過	平成22年8月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第八 <small>ぎよえい</small> 漁栄丸、7.3トン KM2-3778（漁船登録番号）、個人所有 12.14m（Lr）×3.28m×1.30m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数110、昭和63年5月6日 B モーターボート 第六 <small>えびす</small> 恵比須丸、5トン未満 292-42181熊本、個人所有 7.27m（Lr）×2.31m×0.63m、FRP ディーゼル機関、88.30kW、平成9年6月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 59歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年11月5日 免許証交付日 平成18年11月22日 （平成24年4月2日まで有効） B 船長B 男性 48歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和60年5月9日 免許証交付日 平成22年3月16日 （平成27年5月8日まで有効）
死傷者等	A なし B 負傷 3人（船長B、同乗者2人）
損傷	A 左舷船首部外板に破口を伴う凹損 B 全損（沈没）
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、船長Aが操船して御所浦島北東岸沖を北上し、平成22年8月22日17時12～13分ごろ御所浦港嵐口4号防波堤灯台から022°（真方位、以下同じ。）1,550m付近で御所浦島北方の前島と横浦島との間に向け、針路を約255°に定め、約13.5ノットの速力で手動操舵により航行した。

	<p>A船は、船首部にマスト、ブーム及びアンカーがあり、操舵室中央に立って操舵に当たると船首方に死角が生じていたので、ふだん、船長Aは、船首を左右に振って死角を補っていた。</p> <p>船長Aは、定針する前に周囲を見たとき、他船は見当たらなかったもので、前路には他船がないものと思い、船首方の死角を補う見張りを行わず、前路で錨泊中のB船に気付かずに同じ針路及び速力で航行中、17時15分ごろA船の船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者5人を乗せ、御所浦島北方沖で、船首と船尾から投錨して船首を東方に向けて機関を停止し、釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、長年この付近で錨泊して釣りをしていたが、衝突などの危険な状況を経験したことがなかったことから、航行する他船がB船を避けてくれるものと思い、周囲の見張りを行わず、左舷船尾で機関室上部のカバーに座って釣りをしていたところ、衝突の約20秒前、左舷船首方100m付近に接近するA船を認めた。</p> <p>船長Bは、急いで船首に向かい、A船に対して大きく手を振りながら叫んでみたものの気付いてもらえず、衝突の危険を感じて船尾方に戻り、右舷中央部の操舵室の陰に隠れるとともに、同乗者2人が海中に飛び込み、他の同乗者も衝突に備えた直後、両船が衝突した。</p> <p>B船は、左舷中央部外板に生じた破口から機関室に浸水し、海中に飛び込んだ同乗者2人がA船に、B船に残った4人が来援した漁船にそれぞれ救助されたのちに沈没し、船長B及び同乗者2人が病院に搬送された。</p> <p>船長Bは、損壊した操舵室と右舷舷側に挟まれ、右下腿筋挫滅症候群を負って23日間入院し、同乗者2人は軽い打撲を負った。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の中央期</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>B船は、有効な音響信号装置を備えておらず、錨泊中を示す形象物を掲げていなかった。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>A船は、御所浦島北方沖を西進中、船長Aが、前路に他船はいないものと思い込み、適切な見張りを行っていないことから、前路で錨泊中のB船に気付かずにB船に向けて航行し、衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、御所浦島北方沖で釣りをしながら錨泊中、船長Bが、航行する他船がB船を避けてくれるものと思い込み、周囲の見張りを行っていないことから、衝突直前までA船の接近に気付かなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、御所浦島北方沖において、A船が西進中、B船が錨泊中、A船が、適切な見張りを行わなかったため、前路のB船に気付かず、B船に向けて航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	